

## 官民人材交流センターの制度設計に関する懇談会（第2回）議事概要

### 1 日時

平成19年7月23日（月）9：00～12：00

### 2 場所

総理官邸4階大会議室

### 3 出席者

（委員・50音順、敬称略）

秋池玲子、金丸恭文、末延吉正、立花宏、田中一昭、中野雅至、野村修也、  
長谷川幸洋

（政府）

塩崎恭久内閣官房長官、渡辺喜美公務員制度改革担当大臣、  
下村博文内閣官房副長官、的場順三内閣官房副長官、  
坂篤郎内閣官房副長官補、福井良次行政改革推進室長、  
株丹達也行政改革推進室次長

### 4 議事次第

（1）開会

（2）塩崎内閣官房長官挨拶

（3）今後の本懇談会の進め方について

（4）各府省ヒアリング

財務省<sup>たんご</sup>丹呉官房長、厚生労働省太田官房長、農林水産省井出官  
房長

（5）株式会社資生堂取締役執行役員常務岩田喜美枝氏の談話

（6）閉会

### 5 議事の経過

冒頭、塩崎内閣官房長官の挨拶の後、懇談会の議事の公開の準備について、事務局から、今回から、会議への記者の傍聴及びテレビカメラによる撮影が可能となっていること、本日の懇談会については録画し速やかにホームページ上に公開すること、さらに、インターネットライブ中継を行うべく手続を進めていることなど、状況の説明がなされた。

懇談会の主要な論点（案）、懇談会の進め方のたたき台（案）について

議論された。委員の主な意見は以下のとおり。

- ・公表された第1回の議事概要では、2回目以降のあっせんが違法ではないかという発言が盛り込まれていない。
- ・主だった発言は議事概要に網羅的に盛り込むべきである。
- ・限られた時間の中で10月を目途に報告を取りまとめるとなると、よりスピードアップした議論が必要である。
- ・センターを機能させるためには、民間の再就職支援会社の契約等の慣行など民間と対比させ考えてみる必要がある。
- ・再就職のあっせんの実態を把握するためには、事務次官OBへのヒアリングも行う必要があり、実現を図るべく積極的に要請するべきである。

次官OBへのヒアリングについては、25日に開催することを前提に座長名の文書により正式に出席依頼することとなった。

金丸委員から、懇談会報告書の論点・目次(案)が提出され、論点(案)と併せて引き続き検討することとなった。

再就職やあっせんの実態について、財務省、厚生労働省及び農林水産省の3省の各官房長に対するヒアリングが行われ以下のような質問等があった。

- ・再就職のあっせんに関わっている職員の数はどのくらいかという質問に対し、財務省<sup>たんご</sup>丹呉官房長から、1名程度と答え、厚生労働省太田官房長から、人事課全体で10名くらいの職員が職務の一部として行っていると回答があった。
- ・各府省とセンターとの連携等センターに対して要望することは何かとの質問に対し、財務省<sup>たんご</sup>丹呉官房長から、勧奨退職にはあっせんが不可欠であるので、有効に機能するようにしていただきたいなどの回答があった。
- ・以前に再就職をあっせんしたポストに、新たに別の人をあっせんするというのはどのようなメカニズムになっているのか。前任者を追い出して、玉突きであっせんすることはあるのかとの質問に対し、財務省<sup>たんご</sup>丹呉官房長から、企業の方から求めがあれば情報提供はするが、役所側から能動的に働きかけて玉突きにしているとは確認していないとの回答があった。
- ・OBの管理はしていないといいながら、民間企業のトップに特定の府省の事務次官経験者が代々入ってくるのはどうしてかとの質問に対し、財務省<sup>たんご</sup>丹呉官房長から、あくまで民間企業の方で判断いただいて

いるとの回答があった。

- ・再就職のあっせんを行うに当たって、苦勞するのはどのような人かとの質問に対し、財務省<sup>たんご</sup>丹呉官房長から、予算、国会関係の事務など民で二重のない事務を長くやっている者の再就職が困難であるなどの回答があった。
- ・各府省で行っている再就職あっせんについては、職業安定法上の無料職業紹介事業の資格をとる必要があるのではないかとの質問に対し、厚生労働省太田官房長から、民間と同様、組織なり人事の活性化の観点からやっているなどの回答があった。
- ・再就職が必要となる本人がキャリアデザインを自ら考えるという意識改革が重要と思われるが、これについてどう考えるかとの質問に対し、農林水産省井出官房長から、全くその通りであり、公務員の意識改革を現職の時から行うことが必要との回答があった。
- ・省にとって最も重要な外郭団体に再就職した場合、退職金も含めた総収入はどのくらいになるのかとの質問について、厚生労働省太田官房長から、具体的なものは後ほどの回答があった。
- ・社会保険庁OBのあっせんは今年も行っているのかとの質問に対し、厚生労働省太田官房長から、手元にデータはないが、勸奨退職をした場合には一定のルールの中で再就職の支援を行っている方がある旨の回答があった。
- ・過去の次官経験者の就職先の資料をみると、同じ法人に順番にいつているが、どうしてこのようなことになるのかとの質問に対し、農林水産省井出官房長から、特殊法人であり任期切れに伴い、ふさわしい人を人選して大臣が任命しているとの回答があった。
- ・あっせんの形態としては、役所から紹介する場合があるのか。再就職先からの依頼に依っているだけなのかとの質問に対し、厚生労働省太田官房長から、団体、企業の方から特定の人について依頼がある場合や空くポストに対して適当な人材の依頼があって情報提供するなど色々なケースがあるなどの回答があった。
- ・例えば、OBが独立行政法人等の役員に就任する場合、所管大臣の任命が必要になるとのことであるが、大臣があっせんしたと理解してよいのか、事務当局は関与しているのかとの質問に対し、農林水産省井出官房長から、大臣が公式に任命手続を行い、事務当局でサポートしているとの回答があった。

公務員から民間に転身された株式会社資生堂取締役執行役員常務の岩田

喜美枝氏から、御自身の経験を踏まえ、公務員から企業への再就職の在り方などについて、公務員の意識改革のためのキャリア研修やセンターの評価の在り方などの御意見等を伺い、質疑を行った。

< 文責：内閣官房行政改革推進室（速報のため事後修正の可能性あり） >